

湯沢町 宿泊税 導入検討委員会

－ 第2回 －

令和8年5月21日



君と一緒に暮らす町

1 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認

2 入湯税と宿泊税のすみ分け

3 宿泊税の使途（委員会における方向性の確定）

4 宿泊税制度設計の骨子（候補の集約）

1 前回の検討委員会の振り返りと ■ スケジュール確認

1-1.第1回検討委員会を踏まえたスケジュール修正

1-2.前回の検討委員会の振り返り

1-3.第2回検討委員会の主な議題と達成目標

1-1.前回の議論を踏まえ修正したスケジュール

回	時期	検討内容(案)
第1回	令和8年4月27日 	(1) 検討委員会について(目的・これまでの経緯・導入スケジュール等) (2) 湯沢町の観光の目標像と計画 (3) 湯沢町の観光の現状と課題 (4) 宿泊税の使途(案) (5) 宿泊税制度設計の骨子(案) (6) 次回の検討委員会に向けて
第2回	令和8年5月21日	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 入湯税と宿泊税の使途のすみ分け (3) 宿泊税の使途(委員会における方向性の確定) (4) 宿泊税制度の骨子(候補の集約)
	令和8年6月	各エリア・各部会への説明・情報共有 事業者アンケート webアンケート(湯沢来訪者)
第3回	令和8年7月上旬	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 宿泊税の使途(事業者意見反映・検討委員会案確定) (3) 宿泊税制度の骨子(事業者意見反映・検討委員会案確定) (4) 検討委員会としての提言
第4回	令和8年8月上旬	(1) 前回の検討委員会の振り返り・スケジュール確認 (2) 検討委員会最終報告書の確定
第5回以降	未定	第4回までの進捗に応じて開催を検討

1-2.前回の検討委員会の振り返り

第1回検討委員会にて委員から出されたご意見と、それに対する町の見解を以下の通りまとめました。

①使途に関する意見

意見の要旨	意見の内容	意見に対する見解
宿泊税の使途となる観光課題の詳細な整理について	本日(第1回)の資料では、観光財源を取り巻く状況については記載されているが、特に地区への説明でも大事となる使途に関して、湯沢町の観光における課題がもう少し細かく整理されていてもいいと感じる。 特に、湯沢町観光振興計画を策定したときから状況も変わってきている中で、町の事業者が本当に困っている課題を明らかにし、その解決のために使うなど、何のために使うかみんなの思いを一致団結させられるように議論を深める必要があると感じる。	・課題の整理は、第1回検討委員会で配布した「資料集」に記載した通り、準備会にて観光振興計画に基づく深堀を行っています。 ・加えて、町の事業者が本当に困っている課題を明らかにするために、事業者アンケートを行い、地域の声を反映させる方針です。 ・また、委員からのご意見をうけ、「使途の考え方」に、納税者の視点と、地域・事業者の視点を盛り込むことを追加提案します。
日帰り客が宿泊客となるよう誘導するような文言を盛り込むことについて	「日帰りのお客様が多い」という視点から考え、日帰りのお客様は、宿泊のお客様になる「入口」であると思うので、日帰りのお客様が宿泊のお客様になるように誘導するといった文言があるとよい。	委員からのご意見をうけ、「使途の考え方」に、「観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること」という文言を追加することを提案します。
分類ごとの割合の設定方法について【前回資料P41】	【委員1】 基金への積立の充当割合について、上限はなくし下限のみの設定にした方がいいのではないかと。例えば、予定していた事業の予算が議会で否決されたような場合に、その宿泊税は基金積立に回ると思うが、上限割合が決められていると整合がつかない。加えて、災害時のための積立の割合も決めておいたほうが良い。また、基金を拠出する際はどのように充当割合を決めるのか気になっている。 【委員2】 分類ごとに割合を設定することに関しては、それにより使い勝手が悪くならないか心配なところ。	・ご意見をうけ、第2回検討委員会にて、割合を設定する案(修正案)と、設定しない案の2案を事務局から提示するので、再度審議願います。 ・割合を設定する場合は、基金積立には原則上下限を設けませんが、災害等の備えとして3%を下限割合とする案を提示します。 ・基金を取り崩す場合は、目的をもって積み立てられたもの(ハード整備、災害への備え等)は、その積立額を上限とし、使途の決められていない積立は、宿泊税の税収額に基金からの繰入金を合計したうえで上限割合を適用することを提案します。

1-2.前回の検討委員会の振り返り

意見の要旨	意見の内容	意見に対する見解
「宿泊税の使途の考え方」の①についての文言修正について 【前回資料P35】	【委員1】 「事業による恩恵が個別の事業者ではなく、全町に波及できる視点にあること」とあるが、湯沢町の場合、大きく分けると3つのエリアに分けられていて、全町に波及できるという視点では、使途がかなり限られてしまうように思う。逆に、事業の波及効果をより細かく考えていくと、大抵の事業は「全町への波及効果がある」と捉えることができ、かえって歯止めが効かなくなる可能性もある。 この考え方の趣旨からすると、「全町に」というより「地域全体に」という表現の方が適当なのではないか。そうすれば、どのエリアに対する施策であっても宿泊税充当事業の対象とすることができるし、その施策の効果が他のエリアへどのように波及するかという視点も持つことができるように思う。 【委員2】 「個別の事業者ではなく」「特定の事業者ではなく」と書いてあるが、一方で、湯沢町観光振興計画には、特定の事業者が補助金を受けるようなイメージの記載もある。そうであれば、「個別の事業者ではなく」「特定の事業者ではなく」という文言は、あえて外した方がいいのではないか。	委員からのご意見をうけ、該当箇所について、第2回検討委員会資料では以下の通り修正しました。 【修正前】 ①事業による恩恵が、個別の事業者ではなく全町に波及できるような視点であること 【修正後】 ①事業による恩恵が、地域全体に波及できるような視点であること
使途の詳細な作りこみの必要性について	資料35ページの使途の方向性に関する記載は、あくまでも税であるためその使い道が限定されるという前提部分に関するに留まっており、これをもって具体的な使途の議論をするということにはならないように感じる。使途については、もう少し細かく、他の地域の事例を参考にしながら、しっかり作りこんでいく必要があると思う。	・委員からのご意見をうけ、「使途の考え方」に、納税者の視点と、地域・事業者の視点を盛り込むことを追加提案します。 ・そのうえで、具体的な使途については、準備会が深掘りした観光振興計画を元に、事業者アンケートを反映させながら作りこむ予定です。 ・また、事業者アンケートの結果を踏まえ、納税者が納得できるような具体的な使途を設定したいと考えます。

1-2.前回の検討委員会の振り返り

意見の要旨	意見の内容	意見に対する見解
DMOの組織強化について	第1回検討委員会資料P41の分類1に、湯沢町観光まちづくり機構が行う事業のことが記載されているが、DMOは地域の観光振興を担う大事な役割があるので、もっとDMOの組織強化にも宿泊税を使っていくべきではないかと思う。そのためには、行政やDMOの役割を明確に示し、地域の皆さんから納得感をもっていただくことが必要。DMOの設立から5～6年が経過した今、この宿泊税導入は、DMOの重要性を再認識し、地域からの信頼を高める機会にもなると思う。DMOの役割を整理する作業を行うことで、DMOの人件費や人材育成といった組織強化に宿泊税を使っていくことを盛り込めたらいいと思う。	今回(第2回の検討委員会)の資料で提案しますが、事務局からは、DMOの人件費を含む組織強化等に入湯税を充当する案を考えています。 入湯税と宿泊税のすみ分けの議論を踏まえたうえで、再度ご検討いただきますようお願いいたします。
使途のコントロールと避けるべき 使途の考えについて	使途が一番重要で、そこをどうコントロールしていくかが肝要だと考えている。既存事業の財源がないから、そこを穴埋めするように使われることを一番に危惧している。また、不透明なプロモーションに使われることも懸念している。今ここで使途を決めるというより、今後毎年議会で予算をチェックするように使途をコントロールすることが重要だと思っている。 既存財源の穴埋めではなく、新しい事業ができるのだと説明できなければいけない。既存施設の長寿命化や修繕費に回っていくということはあってはならないと思っている。	既存の事業や施設であっても、観光振興計画に位置付けられたものであれば、宿泊税の使途になり得ると考えます。一般論として、財政状況次第で既存事業に対する一般財源充当可能額は増減し得るものです(観光事業に限らず、町の事業全般において同様)。もし、財政状況により既存事業に充当できる一般財源が足りなくなった場合に、そこに宿泊税を充当することができないということになれば、たとえば既存の観光事業や観光施設の継続が望まれていたとしても、廃止せざるを得なくなる不都合が生じます。 重要なことは、既存事業や既存施設に一切使わないということではなく、宿泊税が一定の基準で決められた使途に使われることであり、また、それをチェックする機能をあらかじめ確立しておくことであると考えます。

1-2.前回の検討委員会の振り返り

意見の要旨	意見の内容	意見に対する見解
納税者に説明可能な使途の考え方について	【委員1】 資料58ページに、宿泊税のご案内という先行自治体のチラシが掲載されていると思うが、これと見比べると、資料の35ページにある宿泊税の使途の説明では、宿泊者へ理解してもらえるよう伝えるのは困難だと思う。36ページにある鳥羽市の先行事例にあるように「納税者である宿泊者の便益につながるか」といった考え方は重要であることから、使途の考え方に盛り込んでいただきたい。 【委員2】 資料35ページの記載は、そもそも納税者は宿泊者であるという視点が抜け落ちた文章になっていると私も感じる。	・委員からのご意見をうけ、「使途の考え方」に、納税者の視点と、地域・事業者の視点を盛り込むことを追加提案します。納税者視点を踏まえる具体的な文言として「観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること」という内容を盛り込むことを提案します。 ・また、ご指摘を受け、使途について「制度設計の考え方」と「納税者に示す具体的な使途」という二つの観点から考えることを提案します。後者については、納税者向けのリーフレット等に記載される使途となることを想定しており、その内容については、事業者アンケートの内容を踏まえて決定することを想定しています。

②資料の修正・追記等に関する意見

修正したものを
本資料の
P34以降に添付

- ・宿泊事業者に関連する例の充実【前回資料P15】
- ・行政が上にあるかのような誤解を招く表現の修正【前回資料P23】
- ・入湯税・ふるさと納税と基準財政収入額との関係を図示【前回資料P28】
- ・固定資産税の推移に関する資料集への誘導表記の追加【前回資料P28】

1-2.前回の検討委員会の振り返り

③その他の意見

意見の要旨	意見の内容	意見に対する見解
日帰り客に対する課税の今後の検討について	宿泊税の導入検討にあたっては、観光客の方から負担いただく税ということで、宿泊客と日帰り客との負担の公平性については、多くの方々が気にしていることと思う。今回は宿泊税の議論であることは承知しているが、将来的に日帰り客に対する課税を検討するということを明記してはどうか。	ご承知いただいている通り、今回は手法が確立している宿泊税の導入について検討していただきますが、検討委員会としての最終的な提言に、ご意見にあるような内容を盛り込むことは差支えないものと考えます。
入湯税の基金化について	宿泊税だけでなく、入湯税の用途についても同時に考える必要があるが、入湯税を基金化することは可能か。	今回(第2回)の検討委員会にて、入湯税の用途についてご提案いたしますので、その内容を踏まえ再度ご検討願います。 ただし、資料にてお示した通り、入湯税の充当対象事業費は税収を大幅に上回っており、単年度で全て充当しきってしまうため、湯沢町においては基金化する余地はないと考えます。
無許可民泊への対応について	公平性の観点から、不法、違法、無許可の民泊については是正するような文言が必要だと感じる。町として監視を強化するなどの文言を盛り込めるとよいと考える。	第1回検討委員会資料の60ページに記載した白馬村の事例を参考に、同等の文言を盛り込むことが可能であると考えます。

1-2.前回の検討委員会の振り返り

意見の要旨	意見の内容	意見に対する見解
課税免除の対象となる「教育活動の一環になるもの」の定義について	課税免除について。入湯税に準じるというように説明されているが、入湯税を今まで徴収していなかった宿泊施設も多くある。そのため、学校教育法の教育活動の一環になるものとならないものの区別などは、疑問に思う事業者も多いと思う。その細かな違いについて教えていただきたい。	ご質問にあった教育活動に係る課税免除については以下の通り回答します。その他、特別徴収義務者の方々が疑問に思われるものについては、町の税務課が作成している「入湯税の手引」等を活用しながら、丁寧に説明を重ねていきます。 【湯沢町税条例第3条第2項】 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校行事に参加し、入湯する者 【「入湯税の手引」(湯沢町税務課発行)より引用】 「修学旅行その他の学校行事」は、生徒等を対象として学校が主催し、教員が引率して行われるものをいい、引率の教員等についても入湯税が免除されます。引率の教員等とは、学校教育上の観点から生徒等の引率を行う教師などの学校関係者や心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等に限られ、旅行業者の添乗員やカメラマン、任意で参加する保護者などは該当しません。
事業者アンケートと検討委員会のスケジュールの再調整について	スケジュールに関して、5月に宿泊事業者へのアンケートとあるが、これはどういう内容か。本検討委員会のことについて、民宿部会における各事業者への説明の機会が5月30日までない。それまでの間に、アンケートと第2回の検討委員会があると、民宿部会を代表する立場として意見集約が難しい実情がある。	アンケートは第二回検討委員会の後に変更し、6月末までを回答期限とすることを想定しています。

1-3.第2回検討委員会の主な議題と達成目標

前回の検討委員会にて委員から出された意見を踏まえると、宿泊税の使途として以下の4つの視点が必要であると考えられます。

宿泊税の使途の考え方

※詳細については後述(P22)

第1回資料の
35ページを参照

公益性の視点

①事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること

計画性の視点

②湯沢町観光振興計画に則ったものであること

納税者の視点

③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること

地域・事業者の視点

④持続可能な観光産業のために地域や事業者に必要なものであること

1-3.第2回検討委員会の主な議題と達成目標

地域・事業者の視点を取り入れるためのアンケートを実施したり、宿泊税と入湯税とのすみ分けを検討したりするためには、その土台となる使途の考え方について合意する必要があります。

使途の考え方

前提となる考え方について合意

①公益性の視点、②計画性の視点、③納税者の視点、④地域・事業者の視点

事業者アンケート

- ・なぜアンケートをとるのか
- ・アンケート結果をどのように扱うのか

入湯税とのすみ分け

湯沢町観光振興計画の中で
どの部分に入湯税を充当し、
どの部分に宿泊税を充当するのか

事業者アンケートをとるにも、入湯税とのすみ分けを考えるにも、
まずは前提となる使途の考え方について合意することが必要

1-3.第2回検討委員会の主な議題と達成目標

第2回検討委員会の内容をもとに、地域の事業者に広く理解を広げていくためには、使途だけでなく、制度設計についてもおおよその方針を固める必要があります。

制度設計の骨子

税率について

最も議論が必要な事柄であり、直ちに結論を出す必要はないが、地域の事業者に理解を広げるためには、

「現時点での有力な具体案」が必要。

その他の制度設計

税率以外の項目は、既に論点は絞られていることから、検討委員会として合意できる項目から確定させていくことが必要。

使途の考え方と制度設計について、第2回検討委員会にて、検討委員会案の具体化と論点の整理を行いたい。

2.入湯税と宿泊税のすみ分け

2-1.入湯税の充当状況

2-2.先行自治体の例

2-3.入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方(事務局案)

2-1.入湯税の充当状況

令和8年度当初予算における入湯税の充当状況は以下の通りです。

入湯税の使途

入湯税は、その使途が定められた目的税であり、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設・消防施設等の整備や観光振興に要する経費に充てることとされています。(地方税法第701条)

入湯税は直接的な観光関連経費にのみ充てるものではない

(1)令和8年度入湯税予算額 144,001千円

(2)入湯税充当事業

単位:千円

事業区分	事業内容等	対象事業費 (一般財源)	うち入湯税
環境衛生施設	他会計補助金のうち元金償還分(水道事業会計・下水道事業会計)、南魚沼市負担金(新ごみ処理施設建設費・可燃ごみ処理施設改修費分)、元金償還金(環境衛生施設分) 他	185,520	51,154
鉱泉源の 保護管理施設	該当無し	0	0
消防施設	南魚沼市負担金(消防施設等整備費分)、元金償還金(消防施設分) 他	21,387	5,897
観光施設	観光施設に係る維持費及び修繕料(湯沢高原ロープウェイ施設管理費、公衆浴場費、観光施設管理費、公園施設長寿命化対策支援事業、都市計画施設維持費)、元金償還金(観光施設分) 他	158,292	43,646
観光の振興	観光費(各種委託料、補助金・負担金等)	157,048	43,304
		522,247	144,001

・入湯税の充当先として按分対象となっている「観光施設」「観光振興」に要する経費について、入湯税の充当対象となる事業費と、宿泊税の充当対象となる事業費の切り分けを行う必要がある。

▲ ▲
対象事業費の額で
入湯税を按分して
充当している

2-2.先行自治体の例

入湯税と宿泊税の使途のすみ分けを明示的に公表している先行自治体として、三重県鳥羽市が挙げられます。

先行事例：鳥羽市

出典：鳥羽市宿泊税検討委員会報告書「鳥羽市における宿泊税の導入について」P9

項目	宿泊税	入湯税
使途の考え方	観光まちづくりの推進	観光振興
棲み分けの理由	受益者負担の観点から、観光客の滞在価値向上・受け入れ体制や環境整備に寄与する取り組みに充当。「観光まちづくり」とは、地域の魅力づくりをハード・ソフト両面から行い、外から人を惹きつけ、経済活動を活性化させること。具体的には提言した4つの柱の事業。	既存観光振興事業に対して導入。「観光振興」とは、観光魅力を直接的に発信・利益付与すること。
具体的な取り組みの例	・宿泊者への利便性向上・受入体制・環境強化のインフラ整備・地域資源の保全・活用・推進組織の強化など	・観光誘客・PR／プロモーション・周遊促進・ブランド向上など

湯沢町において留意したいこと

明確性 充当する事業の切り分けが明確であること

例えば、湯沢町の現行の観光関連予算は、「観光まちづくり」と「観光振興」に明確に分けることが難しい。

普遍性 将来にわたって同じ基準で分類できること

既存事業・新規事業として分類する場合、いつ時点の既存事業を入湯税の充当先にするのか曖昧になる可能性がある。
 ▶宿泊税導入前・後で判定する場合、時代が下り事業が更新されていくにつれ、宿泊税導入前の既存事業の割合は下がっていく一方となる。
 ▶毎年の予算編成の時点で既存事業・新規事業を判定するとなると、その年の新規事業は宿泊税という財源があるから実施できるが、その翌年以降は入湯税や一般財源で賄うこととなり、財源不足に陥る可能性が著しく高く現実的でない。

2-3.入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方(事務局案)

入湯税と宿泊税の性質の違いから、それぞれの税を充当すべき事業について以下のように整理します。

制度の法的性質や歴史的背景から見た使途のすみ分け

区分	入湯税(法定目的税)	宿泊税(法定外目的税)
制度の法的根拠	国が使途を法律で定めた目的税(地方税法701条)	自治体が条例で創設する目的税(地方税法731条)
法的性質と納税者視点	法律で使途が定められた税であり、 公益に資する事業に充当 されることが求められる。必ずしも納税者の直接的な意向に縛られない。	自治体が任意で導入する税であり、その導入と安定的な運用のためには、 納税者に広く理解を得られる事業に充当 する必要性が高い。
制度の歴史	1957年に温泉地の基盤整備の財源として導入され(環境衛生・消防・源泉保護・観光施設の整備)、その使途が観光振興にまで広げられたのは1991年の法改正以降	2002年に東京都が全国初の宿泊税を導入。以後しばらくは他自治体への波及は無かったが、2017年以降全国で急速に広がり、現在では観光地型の市町村を中心に導入・検討が進んでいる。
使途の本旨	温泉を擁する観光地の 基盤整備	観光地の更なる魅力向上 → 基盤の上に積み上げていく観光振興



すみ分けの考え方	義務的なものや、 観光地としての基盤整備に充当	選択的なものや、観光地としての 更なる魅力向上のための事業に充当
----------	----------------------------	-------------------------------------

2-3.入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方(事務局案)

湯沢町観光振興計画に当てはめた場合、「基盤整備」に当てはまるのは【戦略8】になります。

目標像実現のための8つの戦略

- 湯沢町の魅力の底上げ・掘り起こし・磨き上げに関する取組
- 湯沢町の基幹産業である観光産業の強化を図る取組
- 磨き上げた魅力や取組を効果的に内外に発信する取組
- 効果的な観光振興を進めるための基盤づくりに関する取組

戦略1 湯沢も広域も！オールシーズン楽しめる仕組みづくり

戦略2 世界を見据えた国際競争力の高いスノーリゾートづくり

戦略3 居心地の良い景観・街並みの整備

戦略4 利用者目線での受け入れ環境整備

戦略5 町内外が一体となって行う自然環境の保全

戦略6 観光産業の構造改革・生産性の向上

戦略7 “戦略的な”情報発信と内外プロモーションの実施

戦略8 効果的な観光振興を進める上での基盤整備

2-3.入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方(事務局案)

今後、湯沢町観光振興計画が見直され、戦略の中身が変わっていても、各戦略を色分けしている「考え方」は普遍的な概念だと考えられます。よって、湯沢町においては、観光振興を進めるための「基盤づくり」に入湯税を充当し、それ以外の事業に宿泊税を充当すると整理します。

宿泊税を充当する事業

湯沢町の魅力の底上げ・掘り起こし・磨き上げに関する取組

現行計画における【戦略1】、【戦略2】、【戦略3】、【戦略4】、【戦略5】

湯沢町の基幹産業である観光産業の強化を図る取組

現行計画における【戦略6】

磨き上げた魅力や取組を効果的に内外に発信する取組

現行計画における【戦略7】

入湯税を充当する事業

効果的な観光振興を進めるための基盤づくりに関する取組

現行計画における【戦略8】

2-3.入湯税と宿泊税のすみ分けの考え方(事務局案)

現行の湯沢町観光振興計画において、入湯税の充当対象となる【戦略8】の内訳は以下の通りです。組織強化を含む人件費や、統計関係、自然災害や感染症等へのリスク対応など、事業の成果が納税者に直接見えにくいものに対し、法律で定められた税である入湯税を充当します(不足分は一般財源から支出)。

戦略8 効果的な観光振興を進める上での基盤整備

- 8-1. 観光関連組織の再編と組織改革
- 8-2. 観光統計の整備とマーケティングの実施
- 8-3. 新たな観光財源導入の検討
- 8-4. 自然災害、感染症等の多様なリスクへの対応

これらの経費は、原則として一般財源が負担し、対象事業費で入湯税を按分し充当する。
ただし、一般財源が通常支出する事業費を超えて、更なる取り組みを行おうとする際に、宿泊税を充当することを妨げるものではない。

環境衛生施設の
整備

鉱泉源の保護
管理施設の整備

消防活動に必要な
施設の整備

観光の振興
(基盤整備)

(各事業費で按分して充当する)

入湯税

3. 宿泊税の使途(委員会における方向性の確定)

3-1. 宿泊税の使途の考え方(修正版)

3-2. 制度設計の考え方と納税者に示す具体的な使途

3-3. 宿泊税の充当事業が偏らないための対策

3-1.宿泊税の使途の考え方(修正版)

前回の検討委員会にて委員から出された意見を踏まえると、宿泊税の使途として以下の4つの視点が必要であると考えられます。

宿泊税の使途の考え方

第1回資料の
35ページを参照

公益性の視点

文言修正

①事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること

計画性の視点

②湯沢町観光振興計画に則ったものであること

①湯沢町の魅力の底上げ・掘り起こし・磨き上げに関する取組【戦略1～5】
②湯沢町の基幹産業である観光産業の強化を図る取組【戦略6】
③磨き上げた魅力や取組を効果的に内外に発信する取組【戦略7】

納税者の視点

新

③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること

地域・事業者視点

新

④持続可能な観光産業のために地域や事業者に必要なものであること

3-2.制度設計の考え方と納税者に示す具体的な使途

前回の検討委員会にて、委員から「納税者が納得できるような宿泊税の活用を示すことが必要」であるとの意見がありました。そこで、使途の考え方について大きく二つに分けて考えます。

制度設計の考え方

宿泊税の使途を決めるための四つの視点

- ①事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること
- ②湯沢町観光振興計画に則ったものであること
- ③観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること
- ④持続可能な観光産業のために地域や事業者に必要なものであること

- ・制度設計を行う上で基準となる考え方
- ・今後の具体的な使途を選定する際の基準となる考え方
- ・入湯税とのすみ分け等を考える上で前提となる考え方

納税者に示す具体的な使途

例：R6に実施した事業者アンケート結果より

- ①地域内交通の充実など観光インフラの整備
- ②魅力ある観光施設の整備や改修
- ③湯沢町らしいスノーリゾートを維持し、さらに充実させるための自然環境保全
- ④オールシーズン楽しめる観光資源の磨き上げ

- ・納税者の理解が得やすい内容
- ・納税者へ説明するためのリーフレット等に記載されるもの
- ・事業者アンケートで地域の声を集約したうえで設定する

3-3. 宿泊税の充当事業が偏らないための対策

準備会では、宿泊税の使途に充当上限割合を決める案が示されました。前回の検討委員会が出された意見を踏まえ、事務局からは、上限割合を定める場合と、定めない場合の案の2案を提案します。

第1回資料の
41ページを参照

案① 上限割合を設定する場合

分類① 湯沢町観光まちづくり機構が行う事業 (充当上限割合：60%)

- 例) ・みんなが来たくなる観光案内スペース(情報収集・発信基地)の設置(AI活用含む)
・ほたるの里、かたくり、鮎、山菜等を活用したコンテンツづくり

分類② 湯沢町が行うソフト事業 (充当上限割合：40%)

- 例) ・観光客だけでなく地域住民にも利便性の高い二次交通の再編、維持
・観光防災マニュアルの策定、周知及び食料品等備蓄品の確保

分類③ 湯沢町が行うハード整備事業(基金積立含む) (充当上限割合：40%)

- 例) ・街並み整備、観光関連施設の更新・維持
・歩きたくなる街並みづくり(パーク&ライド)
・大規模事業に向けた基金積立(積み立てた目的に応じて基金を取り崩す)

分類④ その他の基金積立(災害への備えとして最低3%、その他上下限割合無)

- 例) ・大規模災害、感染症流行時など観光客激減時の事業継続又は誘客促進事業に向けた積立
・予算管理上生じた積み立て(決算時に生じた剰余金など)

但書

ただし、天災その他の特別な事由が生じた場合は、上限充当割合に関わらず、必要な事業に充当することができるものとする。

3-3. 宿泊税の充当事業が偏らないための対策

案② 上限割合を設定しない場合

宿泊税は、以下の事業に充当することとする。ただし、町はそれぞれの事業に対する充当割合が著しく偏ることのないよう予算を編成しなければならない。

分類① 湯沢町観光まちづくり機構が行う事業

- 例) ・みんなが来たくなる観光案内スペース(情報収集・発信基地)の設置(AI活用含む)
・ほたるの里、かたくり、鮎、山菜等を活用したコンテンツづくり

分類② 湯沢町が行うソフト事業

- 例) ・観光客だけでなく地域住民にも利便性の高い二次交通の再編、維持
・観光防災マニュアルの策定、周知及び食料品等備蓄品の確保

分類③ 湯沢町が行うハード整備事業 (基金積立含む)

- 例) ・街並み整備、観光関連施設の更新・維持
・歩きたくなる街並みづくり(パーク&ライド)
・大規模事業に向けた基金積立 (積み立てた目的に応じて基金を取り崩す)

分類④ その他の基金積立

- 例) ・大規模災害、感染症流行時など観光客激減時の事業継続又は誘客促進事業に向けた積立
・予算管理上生じた積み立て(決算時に生じた剰余金など)

4. 宿泊税制度設計の骨子(候補の集約)

4-1. 制度設計についての具体案の提示

4-2. 税率についての具体案

4-3. 特別徴収義務者報奨金についての具体案

4-4. システム導入(改修)費用補助金の具体案

4-5. その他の制度骨子についての合意・確定の可否

4-1.制度設計についての具体案の提示

制度設計の骨子 ～事務局からの具体案の提示～

①税率について

最も議論が必要な事柄であり、直ちに結論を出す必要はないが、地域の事業者理解を促すためには、

「現時点での有力な具体案」が必要。

具体案として **段階的定額制(2万円未満200円)**を提案します。

②その他の制度設計について

税率以外の項目は、既に論点は絞られていることから、検討委員会として合意できる項目から確定させていくことが必要。

特別徴収義務者報奨金について
2.5%を提案します。

システム改修費用補助金として
改修のみを対象とし、補助率を10/10
とすることを提案します(上限額なし)。

4-2.税率についての具体案

①税率について(事務局案)

第1回資料の
50ページを参照

段階的定額制(2万円未満200円)

金額	税額
0円～ 2万円未満	200円
2万円～	500円

提案理由

- ①旅館・ホテルと民宿という、大きく二つの業態が共存する湯沢町の実態に見合った金額設定
- ②2万円を基準とすることで、小規模な民宿では一律200円課税となることが見込まれ、特別徴収義務者の負担を軽減できる
- ③付加価値の高い旅館やホテルに宿泊する納税者の担税力に見合った応分の負担を求めることで、累進的公平性を担保できる
- ④税額が2区分であり、シンプルな設計で導入しやすい

類似事例 白馬村

金額	税額※
6千円～ 2万円未満	300円
2万円～ 5万円未満	500円
5万円～10万円未満	1000円
10万円～	2000円

- ・白馬村は、湯沢町と同様にスノーリゾート地であり、自治体規模・産業構造が比較的近い。
- 「2万円以上は500円」という金額設定はスノーリゾート地でも先例がある。

※左記には長野県の県税が含まれていることに留意

4-3.特別徴収義務者報奨金についての具体案

②その他の制度設計について

第1回資料の
54ページを参照

特別徴収義務者報奨金 2.5%(3年間0.5%加算)

2.5%の理由

同様の金額で段階的定額制を敷いている金沢市その他、地理的距離や自治体規模等が比較的近い白馬村・野沢温泉村などと同等で、他の先行事例を見ても遜色がない

3年間+0.5%

制度開始当初は事業者負担が大きいため、多くの自治体で一定の期間で0.5%加算しており、先行事例と比べても遜色ない内容。加算の期間は、将来的な制度の見直しのタイミングと合わせることを想定し、現行の観光振興計画の終期に合わせることを想定。

電子申告は0.5%加算

電子申告・課税・納税の手間を減らすために電子申告を推奨する。長野県内の市町村と同等の内容を想定。

4-4.システム導入(改修)費用補助金の具体案

②その他の制度設計について

第1回資料の
55ページ~を参照

税導入に係るシステム導入(改修)費用に対して所要額を支援

補助対象経費

宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費とし、新規導入は対象外とする。

補助率

補助率は10/10とし、補助上限額は設けない。ただし、宿泊税導入にあたり必要と考えられる合理的な内容に限る。

その他

検討委員会では補助金の創設を提案するが、詳細な制度設計は町長が行う。

補助対象・補助率の理由

システムを導入していない小規模な事業者は、税率が一律200円となることが想定され、宿泊税導入後も紙媒体や一般的なツール(Excel等)で対応可能であると考えられる。システムの導入費用まで補助対象に含めると、宿泊税導入による必要性和、本来事業者が自ら負担すべき部分について切り分けができず、補助金の趣旨を逸脱する。また、システム改修にあたっては、補助が必要な費用が合理的に算出されていれば、補助上限額を設ける意味が薄いため設定しない(不適當に高額な申請は審査段階で精査する)。

4-5.その他の制度骨子についての合意・確定の可否【前回資料より】

その他の制度については、議論の余地が少ないと考えられることから、異論がなければ合意を得たい。

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(1)課税客体	税金がかかる対象となる者や行為	湯沢町内に所在する以下の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
(2)課税標準	課税金額を算出する際に基礎となる数値	(定額制・段階的定額制の場合)上記施設における宿泊数 (定率制の場合)上記施設における宿泊料金
(3)納税義務者	法律に基づいて税金を納める義務を負う者	上記施設における宿泊者
(4)徴収方法	普通徴収と特別徴収の方法がある	特別徴収
(5)特別徴収義務者		宿泊施設の経営者 宿泊税の徴収について便宜を有する者

上記5項目に関しては、多くの先行事例において制度上の違いはほぼ見られず、湯沢町においても特段に配慮すべき事情はないと考えられる。

※湯沢町における(案)については、準備会からのたたき台をもとに、事務局にて加筆修正したものを提案するもの。

4-5.その他の制度骨子についての合意・確定の可否【前回資料より】

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(7)課税免除	公益上その他の理由があるときは、課税をしないことができる	(1) 小学生以下の者 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める学校のうち中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校行事に参加し、宿泊する者 (3) 災害被災者及び災害復興支援活動等に参加した者で、町長が認める者 (4) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

簡素で分かりやすい課税の観点から、入湯税に準じる。「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととする。

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(8)免税点	一定の要件を満たさなければ課税しないとする制度	設けない。

宿泊客が受ける行政サービスは、宿泊料金による差異が生じないと考えられることから、課税の公平性の観点から、設けない。

4-5.その他の制度骨子についての合意・確定の可否【前回資料より】

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(10)特別徴収義務者の負担軽減		・ 税導入に係るシステム導入(改修)費用に対して所要額を支援 ・ 税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 ・ 申告納入をつき月1回から3か月の1回とする特例を設定

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(11)罰則規定		・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料

項目	項目の説明	湯沢町における(案)
(12)財源管理		湯沢町宿泊税基金を設置し管理する

先行事例でも採用されている宿泊税基金条例を制定し、観光振興に要する費用の管理を行う。

前回資料の修正

宿泊事業者に関連する例の充実【前回資料P15】

行政が上にあるかのような誤解を招く表現の修正【前回資料P23】

入湯税・ふるさと納税と基準財政収入額との関係を図示【前回資料P28】

固定資産税の推移に関する資料集への誘導表記の追加【前回資料P28】

湯沢町観光振興計画の取り組み状況とこれからの課題

戦略6 観光産業の構造改革・生産性の向上

例 6-1.宿泊産業活性化

追加

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
宿泊施設単体の経営力の向上	2022-	各観光事業者	・各団体が実施するセミナーに各施設が参加。 ・機構と商工会で補助金申請を支援。 ・宿泊施設向け勉強会を実施。 ・おでかけウォッチャー導入。 ・ワーケーション自治体協議会に参加(2021)。 ・観光庁の高付加価値化事業を活用。	・セミナー情報の発信。 ・高付加価値化のための施設及び設備の更新等
ハードにおいて魅力を高める取組を支援	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
ソフトにおいて魅力を高める取組を支援	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
宿泊施設統計の仕組みづくり	2025-	湯沢町		
宿泊施設経営等の勉強会の開催	2022-	湯沢町観光まちづくり機構、湯沢町商工会		
ワーケーション促進	2022	湯沢町		

例 6-2.DX(デジタルトランスフォーメーション)などを意識した観光関連産業の生産性向上

施策	時期	主導者	現状・成果	課題
CRMの確立 (顧客情報の入手とサービス提供)	2025-	・湯沢町観光まちづくり機構	CRM導入	CRM活用
ゆざわマッチボックスの開始、セルフソーシングの導入促進	2022-	・湯沢町	「ゆざわマッチボックス」導入	普及拡大による町内事業所の繁忙期人手不足の解消

観光を支える各主体に期待される役割

図 観光振興に関わる主な主体と特徴

観光推進組織 (DMO)

観光振興は、行政、事業者、住民などが連携して取り組む必要のあるものが多い。
その中核的な役割を担い、地域の観光振興のマネジメントを行う。

住民

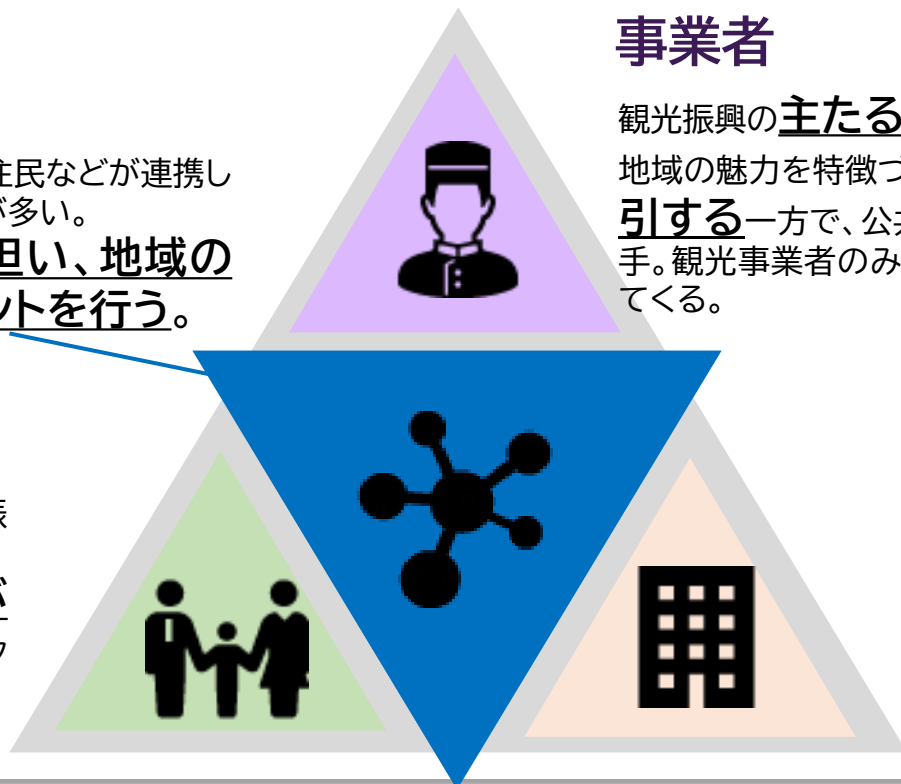
住民の生活(QOL)と観光振興は密接な関係性があり、住民の理解と協力が不可欠。住民のライフスタイルそのものが魅力であり、観光の対象となる。

事業者

観光振興の主たるプレイヤー。
地域の魅力の特徴づける競争力の高い取組を牽引する一方で、公共性や地域全体を俯瞰する取組は苦手。観光事業者のみならず、多様な産業がここに含まれてくる。

行政

法整備や公共施設・公共資源の整備や活用、地域の再開発など、行政でしかできない領域がある。公共性の原則が高い一方で、競争力は低い。さらに観光セクションのみならず、移住政策、農業などの一次産業政策、環境政策、都市政策などとの連携も重要。



修正

修正

主たるプレイヤーである
事業者だけでなく、
行政や観光推進組織(DMO)が
果たすべき役割も大きい

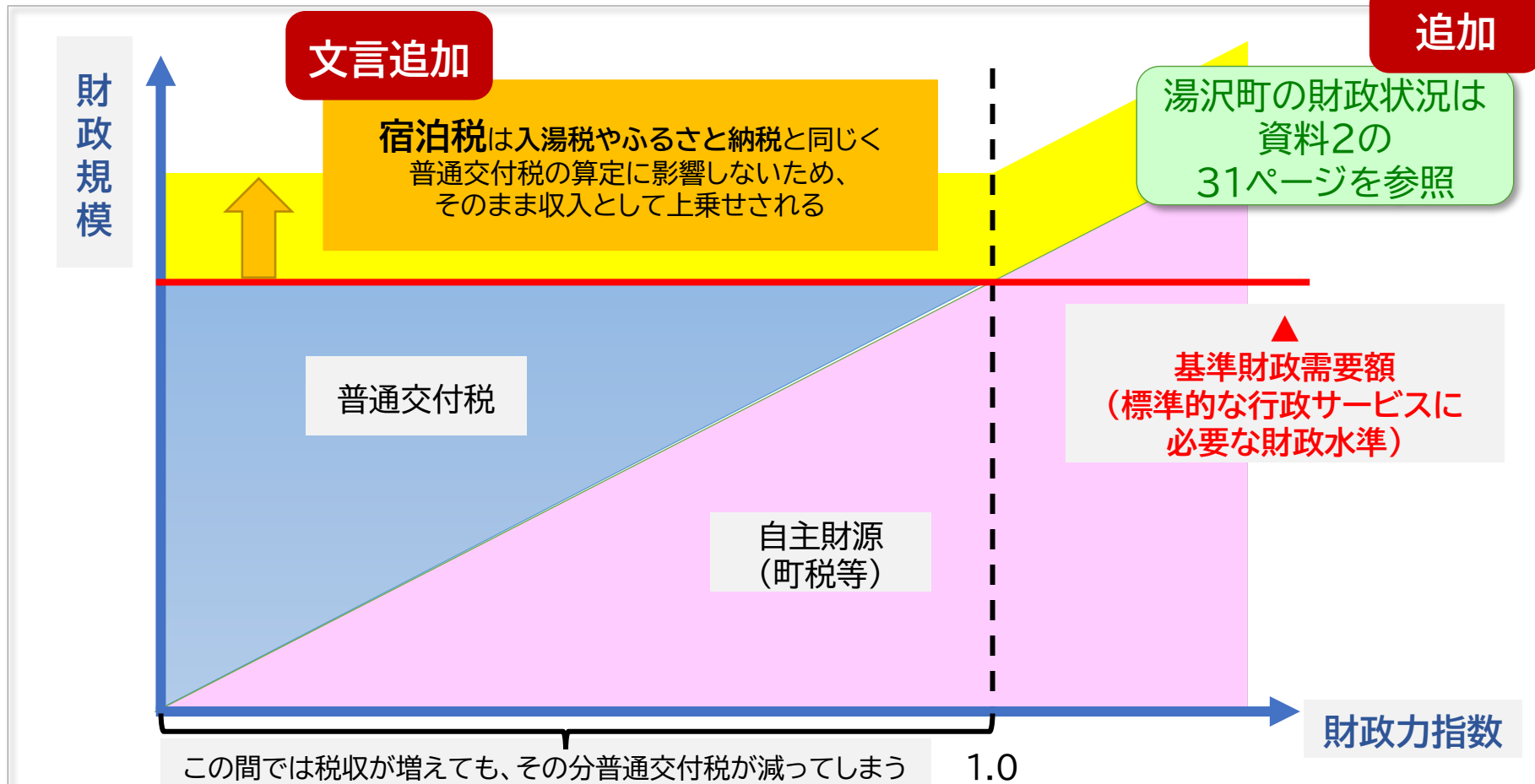
表 観光振興の主な主体

主体名	具体的なイメージ
観光事業者等	観光事業者(宿泊施設、観光施設、索道事業者、交通事業者、飲食店、土産物店)のほか、関連事業者(湯沢町総合管理公社、商工会、農業従事者、NPO、など)含む。
観光推進組織	湯沢町観光まちづくり機構(地域DMO)、雪国観光圏(地域DMO)、各地区観光協会、旅館組合など
行政	湯沢町、新潟県、国など

観光関連予算をどのように確保するか～宿泊税と交付税～

第1回資料
28ページ

宿泊税は「法定外目的税」であり、ほかの財源と混同されたり、増加分が打ち消されることはありません。



湯沢町の財政力指数が1.0を下回っている限り、通常の税収(町民税、固定資産税等)が増加しても普通交付税が減額されて打ち消されてしまいますが、宿泊税は普通交付税制度から独立した「法定外目的税」であるため、宿泊税が増加しても普通交付税が減額されることはありません。